

院内感染対策のための指針

院内感染対策に関する基本的な考え方

医療法人財団俊陽会 古川病院（以下「本院」という。）は、患者様及び病院職員に安全で快適な医療環境を提供する必要から、感染予防と感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を定めた。

1. 院内感染対策のための委員会及び他組織に関する基本的事項

院内感染は、様々な要因が複雑に関連して発症する。このため、本院各部の職員が横断的に協力し、予防や対策を効果的に実施して行く組織として以下の委員会及びプロジェクトチーム等を設置する。

① 院内感染対策委員会

本院における院内感染対策に関する意思決定機関として、各部門からの構成員で組織し、毎月1回の定例会議を開催する。感染状況や抗生剤使用の把握、院内環境の調整、感染時の対策等、院内感染対策に関する事項を検討する。

又、院内に感染者が発生した場合、公的機関等から感染に対する通達、情報等があった場合、定例会議とは別に院内感染対策臨時委員会を随時開催する。

② ICT チーム（以下「ICT」という）

感染対策の実働組織として迅速に院内感染の現状把握に努め、アウトブレイクの予防・特定・制圧はもとより、院内巡視の実施や、院内統一した感染予防の周知・啓発などを実施する。

③ 看護感染対策委員会

ICTの下部組織として各部署の看護師から構成され、院内感染サーベイランスの実施に伴う調査や委員会等で院内統一した決定事項の周知徹底、現場での指導・教育にあたる。又、日常業務の中から、より安全かつ効率的な感染予防対策の提案及び検討を行う。

2. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

全職員を対象とした院内感染対策研修会を年2回以上開催する。新規採用看護師については関連部署と連携をとり教育を実施する。又、各部署における院内感染対策に関する勉強会を支援する。研修の実施内容（開催もしくは受講日時、出席者、研修項目）については記録する。

3. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生予防及び、蔓延の防止を図るため、感染症発生状況を随時院内掲示板に掲載して全職員に周知すると共に、毎月開催の院内感染対策委員会において MRSA や MDRP 等の検出症例の報告を行う。その他、院内感染対策上重要な病原微生物の検出があった場合には、ICT が緊急対策を講じるとともに、再発防止及び対応策を検討する

4. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症が発生した場合は、主治医から所定の様式をもって ICT に速やかに報告する。
緊急を要する感染症の発生時は直ちに ICT が緊急対策を講じると共に、再発防止及び
対応策を検討する。

5. その他院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備して、病院職員
への周知徹底を図る。又、本指針及びマニュアル等の定期的な見直しを行う。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者様等に感染対策への理解と協力を得るため、病院ホームページに掲
載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 10 月 20 日に改定する。

平成 21 年 4 月 20 日に改定する。

平成 22 年 4 月 1 日に改定する。

平成 22 年 8 月 1 日に改定する。

平成 24 年 8 月 1 日に改定する。